

公益財団法人黒石市スポーツ協会市町村対抗青森県民体育大会役員・選手派遣費助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人黒石市スポーツ協会（以下「協会」という。）が青森県民体育大会出場者の育成支援を目的として派遣費を助成するために必要な事項を定める。

(役員・選手派遣基準)

第2条 青森県民体育大会に出場する黒石市民を対象に助成する。

2 出場資格は、青森県民体育大会実施要項による。

(申請)

第3条 公益財団法人青森県スポーツ協会が指定する参加申込書に記入し、協会に提出しなければならない。

2 申請期間は、青森県民体育大会実行委員会の指定した期日の10日前までとする。

(役員・選手派遣助成)

第4条 役員・選手派遣の助成は、協会内部の委員会において審査し決定する。

2 役員・選手派遣助成は、交通費・昼食費及び宿泊費とする。

3 宿泊費は、下記の地域で開催され、2日間行われる競技及び必要と認められる場合に助成する。

(1) 上北地域

(2) 下北地域

(3) 三八地域

(派遣費の助成方法)

第5条 役員・選手派遣の助成は大会開催の前日までに、各競技の代表者に概算払いで助成する。

(派遣費の返納)

第6条 棄権等により返納が生じた場合は、派遣費を返納するものとする。

2 派遣費の返納額は下記のとおりとする。

(1) 棄権による返納額は、派遣費の全額とする。

(2) 2日間行われる競技で初日敗退による返納額は、2日目の昼食費とする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。(名称変更：第1条)